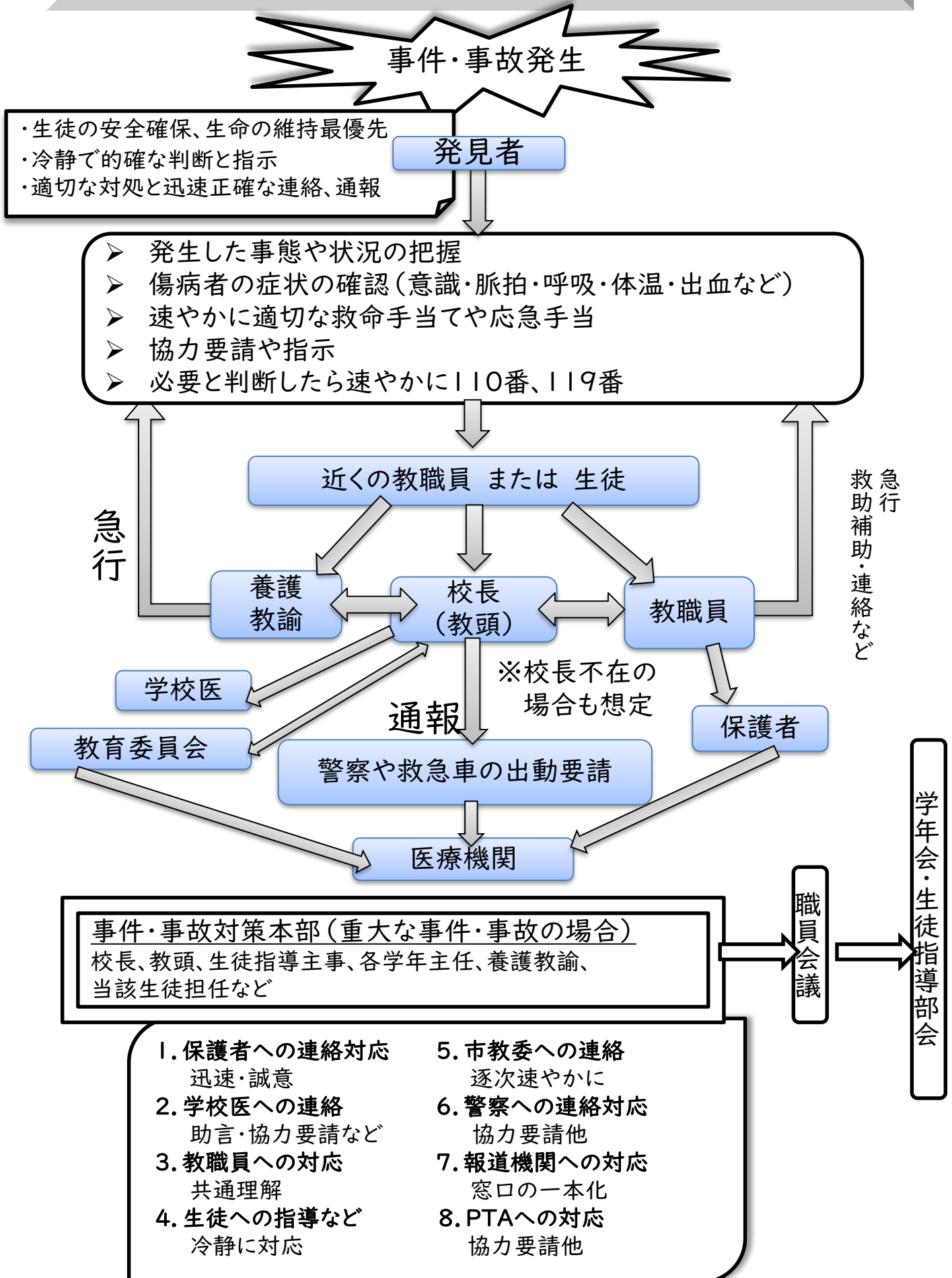
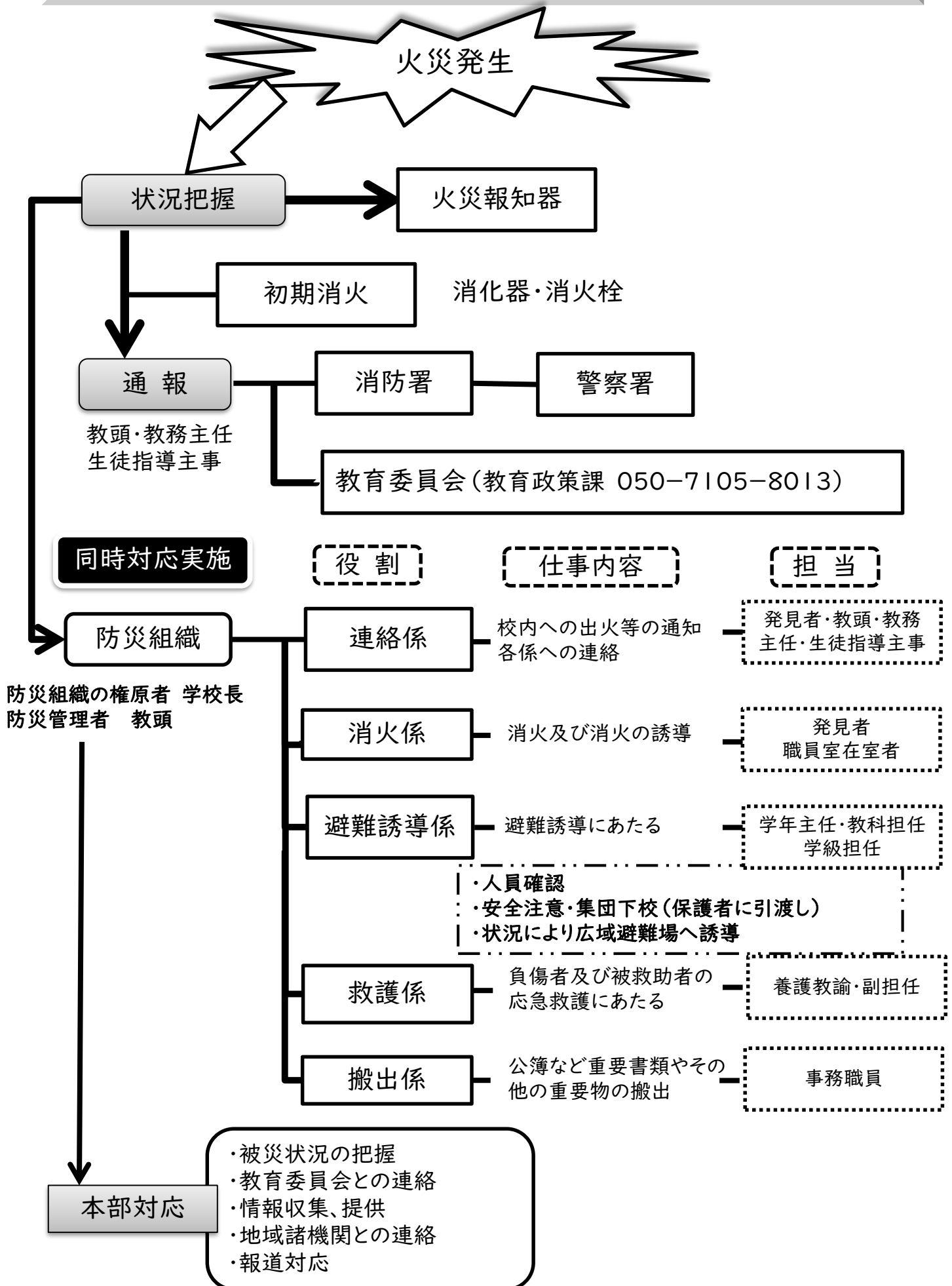


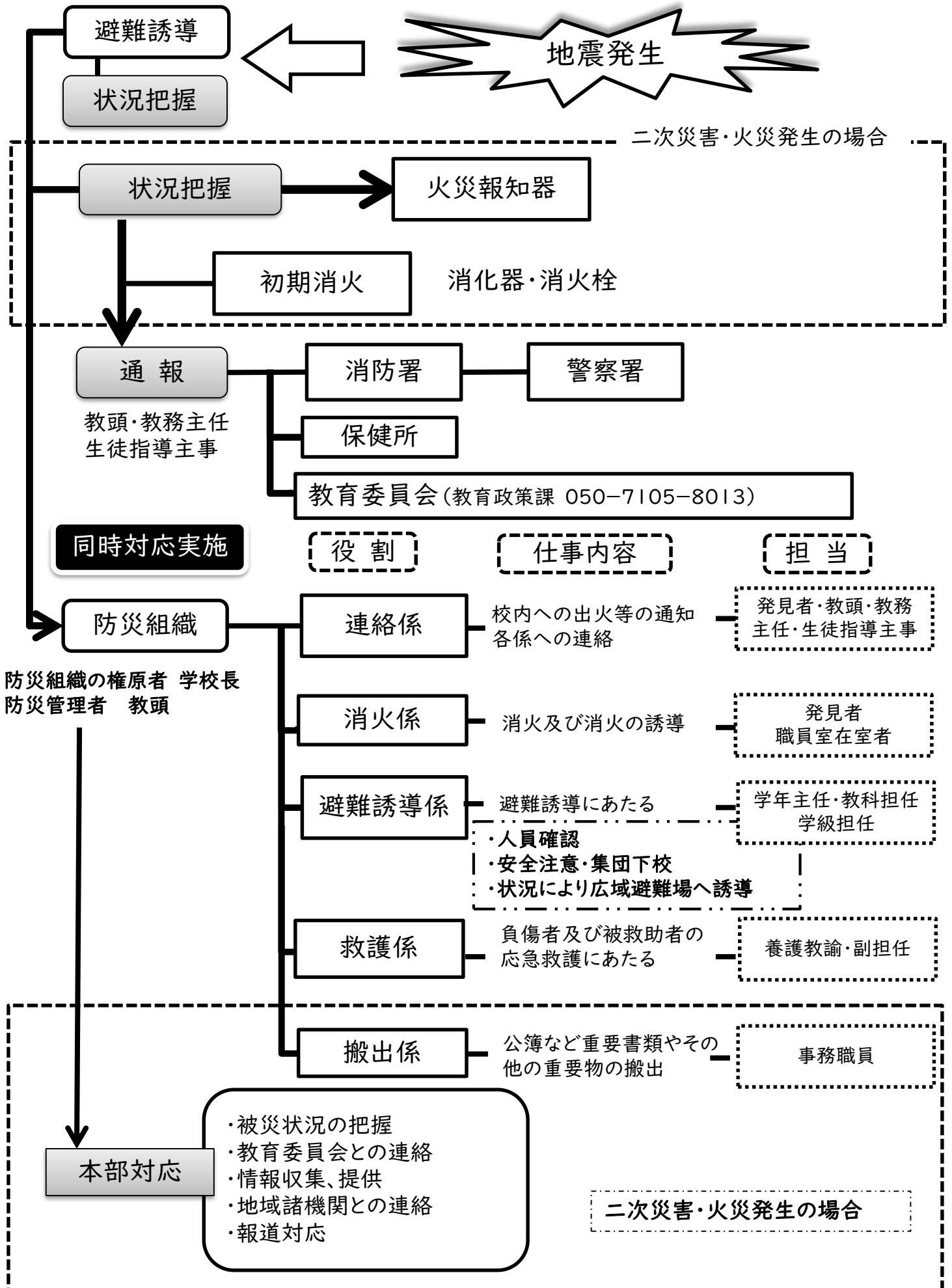
事件・事故発生時の危機管理マニュアル



火災発生時のマニュアル



地震発生時のマニュアル



地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 パ タ ー ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校
在 校 時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u> ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）
下 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など（学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日）に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について【令和7年4月版】

1. 枚方市に特別警報が発表された場合

○午前7時発表中

- ・臨時休園・臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校園に待機となります。

2. 枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

○午前7時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

○午前7時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前7時～9時に解除

- ・小学校は2時限目から、中学校は3時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(小学校・中学校とも、給食があります)

○午前9時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前9時～10時に解除

- ・小学校は3時限目から、中学校は4時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。
- ・小学校では、4時限目終了後に下校となります。(給食はありません)
- ・中学校では、登校後は通常通りの授業を行います。(給食があります)

○午前10時に発表中

- ・幼稚園は臨時休園、小学校は臨時休業となります。
- ・中学校は登校せずに、自宅で待機してください。

○午前10時～正午に解除

- ・中学校は5時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(給食はありません)

○正午に発表中

- ・中学校は臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・原則、各学校園に待機します。
- ・幼稚園は保護者の方にお迎えをお願いする連絡をしますので、よろしくお願いします。
- ・学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できたら、小学校は引き渡し下校を、中学校は複数生徒による下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校園が活用している連絡ツール(まなびポケット・コードモン等)でお知らせします。

3. 上記以外の対応になる場合

- ・学校園が活用している連絡ツール(まなびポケット・コードモン等)でお知らせします。

不審者の侵入防止・侵入時の危機管理 マニュアル

1. 警察・教育委員会・近隣学校・保護者等からの不審者情報等がある時

- (1) 情報の確認と職員集会
- (2) 校内パトロール(2名1組で)を実施する
- (3) 緊急対策本部で対策を決定する

2. 見知らぬ来校者を見かけた時

見かけた教職員は、常に声をかける。「来校者名札」を着用しているかチェックする。

(1) 着用している場合

→ あいさつと声かけ

「どちらへご用ですか?」「場所はおわかりですか?」等

→ 挙動不審の場合には、職員室まで案内する。

「ご用件をお聞きますのでこちらへお越してください。」等

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。

※対応に従わない場合、他の教職員に連絡。(大声等)

→【不審者等に係る危機管理マニュアル】

(2) 着用していない場合

「恐れ入りますが、受付はお済みでしょうか?」と、声をかける。

→ 受付まで案内し、来校者名簿へ記入の上、「来校者名札」を着用してもらう。

→ 受付を拒否した場合には、職員室まで案内する。

「ご用件をお聞きますのでこちらへお越してください。」等

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

→【不審者等に係る危機管理マニュアル】

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。

※対応に従わない場合、他の教職員に連絡。(火災報知器、大声等)

3. 生徒から不審者の情報が入った時

→ 複数で現場に急行し、上記の対策を取る。

3. 職員室に案内した時

案内する途中で他の教職員へ連絡する。それができないときは、職員室に通してから連絡し複数教職員で対応する。

「本校へどのようなご用件で来られましたか?」と、用件を確認する。

(1) 理解いただき、用件のある場合

来校者名簿へ記入の上、「来校者名札」を着用してもらい、用事のある場所まで案内する。

(2) 理解いただけない場合・用件のない場合

退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。

4. 退去を求めた場合

(1) 退去した場合

退去を確認し、再度侵入しないよう監視する。

○必要に応じて関係諸機関へ連絡する

- ・教育委員会 教育支援室(050-7105-8047)
- ・枚方警察(845-1234)
- ・樟葉小学校(050-7102-9048)
- ・樟葉北小学校(050-7102-9136)
- ・PTA生活指導委員会

(2) 退去を拒否した場合

危害を加える恐れがないかを判断する。

→ 恐れがあると判断する場合 【危機管理マニュアル】

→ 恐れがないと判断する場合

※再度退去するよう説得する。関係諸機関に連絡する。

不審者等に係わる危機管理マニュアル

1. 生徒や教職員に危害が及ぶ危険性がある又は高い場合(レベルA)

挙動不審の場合は複数で対応する。

→緊急放送「(授業中失礼します。)先生方は、出席簿をもって至急〇〇(不審者の現在位置)までお越しください。」

(3回繰り返す)

※教職員は、不審者が校内に入り込み、生徒や教職員に危害が及ぶ危険性があることを全員に知らせる。(原則として、状況が判明するまで、教室等で待機)

○本部は必要に応じて関係諸機関へ連絡する

- ・教育委員会 教育支援室(050-7105-8047)
- ・枚方警察(845-1234)
- ・樟葉小学校(050-7102-9048)
- ・樟葉北学校(050-7102-9136)
- ・樟葉南小学校(050-7102-9096)
- ・PTA生活指導委員会

→生徒の安全確保

安全・救護班は当該学年の生徒の所に行き、生徒に対して指示・誘導を行う。

侵入者対応班は侵入者のいる場所にできるだけ早く行き、侵入者の対応に当たる。

→侵入者の確保

侵入者対応班は侵入者を拘束又は校外に追い出し、安全を確保する。

→生徒を安全な場所へ

教室で待機、放送等の指示を待つ。

→緊急放送

「緊急放送です。先生方は出席簿をもって至急、〇〇(不審者の現在位置)までお越しください。生徒の皆さんは◇◇階段や◇◇渡り廊下を利用してグランド(体育館)へ避難してください。」

(3回繰り返す)

誘導経路は侵入者の拘束位置を確認し、その場からできるだけ遠い階段、廊下を利用する。

※生徒を点呼し全員の安全を確認する。

2. 生徒や教職員に危害が及んだ場合(レベルB 緊急事態発生)

○ 対応者

- ・ 笛を吹く、大声を出す、火災報知器を鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる等。
- ・ 近くに生徒がいる場合はすぐ逃げるように指示。生徒と侵入者の間に入り、侵入者を生徒に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして生徒を侵入者から遠ざけるようにするなど、生徒の安全を図る。
- ・ 侵入者に注意しつつ負傷した生徒等の状況確認、応急手当を行う(救命を最優先)。
- ・ 被害が拡大しないようできるだけ時間をかせぐ(約10分間)。
- ・ 駆けつけた教職員に、落ち着いて、状況を報告する。

○ 本部

- ・ 校長:直ちに「110番」、「119番」通報を指示。避難等の判断・決定・指示。
- ・ 教頭:教育委員会へ連絡。支援と近隣学校園への連絡を要請。

→緊急放送「緊急放送です。緊急事態発生。レベルBです。生徒の皆さんは〇〇(不審者の現在位置)から離れて教室、グラウンド、体育館に入りなさい。」(3回繰り返す)

(その時の状況判断で変わる)

※教職員は、不審者が校内に入り込み、生徒や教職員に危害が及んでいる状態であることを全員に知らせる。

(指示のない場合、原則として状況が判明するまで、教室等で待機)

○ 侵入者対応

- ・ 現場へ急行する。(防御に利用できる用具[サスマタ・木の棒等]を持参する→校長室・職員室にサスマタを設置)警察が到着するまで、被害が拡大しないよう、時間をかせぐ(約10分間)。侵入者が逃げた場合は、追跡する。(校外に逃亡した場合は追わず、再侵入を阻止する)
- ・ 校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた生徒や負傷者の有無を確認し、生徒の安全を確保する。

→生徒を安全な場所へ

- ・ 生徒を一つの安全場所(グラウンド、体育館)へ避難させる。
- ・ 生徒を点呼し、全員の安否を確認する。確認後、本部へ連絡。

3. 注意として

- (1) 侵入者があった場合で、緊急に避難させる必要があるかどうか分からない場合(近くに侵入者等がおらず、状況が不明の時)は、原則として状況が判明するまで、生徒を教室等で待機させ、教職員が保護する。その後、放送の指示等により避難する。
- (2) 教職員が生徒の近くにおり、生徒に指示できる場合は次のようにする。
 - A 生徒を教室に待機させる場合
 - 教室の窓、扉を閉める。生徒の人数確認後は施錠する。
 - 教室内では生徒を出入り口から遠ざけておく。
 - 教職員は防御できるような道具(イス等)を持ち、侵入に備える。
 - 放送の指示があれば、指示に従い避難する。
 - 避難場所は、次のいずれかの指示がある。
 - * 体育館(原則) * 運動場
 - B 生徒を緊急に避難させる場合(近くに侵入者がおり、緊急に生徒の安全を確保するとき)
 - 侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、生徒を避難させる。
 - 侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防御できるような物を用いたりして、生徒が避難できるような時間を稼ぐ。
 - 避難する際、隣接する教室等にも大声で危険を知らせ、避難を促す。
- (3) 休憩時間等で教職員が生徒の近くにいない場合について、生徒に日頃から次のように指示しておく。
 - 来校者名札をしていなかったり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から遠くへ離れなさい。
 - できれば、先生のいそうな場所(職員室等)に逃げ、先生に知らせなさい。
 - もし、「教室に入りなさい」という放送があった場合は、すぐに教室に入ること。ただし自分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいるなどの場合は、すぐに先生のいそうなところに逃げる。
- (4) 教師として
 - 生徒の安全確保を最優先に考えて冷静に行動する。
 - 本校職員であることが誰にでもわかるように、校内では名札を付ける。
 - 生徒だけを残す状況をつくらない。
- (5) 侵入者に対して
 - 侵入者と一定の距離を置き、複数で対応する。
 - 侵入者が、危害を加えようとした場合、椅子、机、ほうき等で防御する。(校長室・職員室にサスマタを設置) 警察が到着するまで、時間をかせぐ(約10分間)。
- (6) 生徒に対して
 - 侵入者に近付かない。侵入者から逃げる。
 - 侵入者が、危害を加えようとした場合、椅子、机、ほうき等で防御する。

不審者侵入時の役割分担

役 割	分 担	発生時・直後の対応	
本 部	◎校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 保健主事 事務主担	・全体の状況把握、統括及び指揮 ・警察（110番）、消防（119番）への通報 ・校内緊急放送 ・生徒への指示の決定 ・教育委員会への連絡及び支援要請 ・近隣学校園への連絡 ・保護者（PTA本部役員等）への連絡 ・通信方法の確保（電話・FAX・E-mail等） ・報道機関の対応 ・当日の下校方法の決定 ・今後の登下校方法・授業についての決定 ・保護者説明会の準備と開催 ・保護者あて連絡文の発行 ・記録	
安全 ・ 救護	◎各学年主任 各学年担任	・避難場所・経路の設定 ・生徒の誘導 ・生徒の点呼 ・生徒の状況把握 ・必要に応じ救護班の応援をする。	・心のケア着手 ・記録
	◎保健主事 各学年副担任 事務 技術員	・負傷者の確認、全容把握 ・負傷者の応急手当 ・負傷者の搬出 ・救急車同乗及び搬送先からの連絡 ・負傷者搬送先の確認 ・負傷生徒の保護者への連絡 ・学校医への連絡	
侵入者対応	◎生徒指導主事 生徒指導担当	・侵入者対応 ・侵入者隔離 ・校内巡視 ・事件の情報収集、把握、整理 ・学校の安全状況の把握 ・地域の安全状況の把握	

児童虐待（疑い）時のマニュアル

児童虐待（疑い）

早期発見

※学校生活

集団からの孤立、接触を避ける
情緒の不安定、虚言など

※健康観察

連絡のない欠席、乏しい表情
外傷・打撲・火傷など
出血斑の痕跡、発達・発育遅れ
身体・衣服の汚れ

※家庭生活

子への関心が希薄
子供を受容できない、食事を与えない

総合的に判断する

早期対応

※ 生徒の言動や外相、部位などの詳細な記録

※ 組織的な対応の周知徹底

虐待対応担当者

校長・管理職

虐待対応委員会

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年生指

関係機関への通告（相談）

通告の義務

連携

民生児童委員

通告・相談

中央子ども家庭センター
子ども総合相談センター

教育委員会（児童生徒支援室）

通報

警察

生徒の心のケア

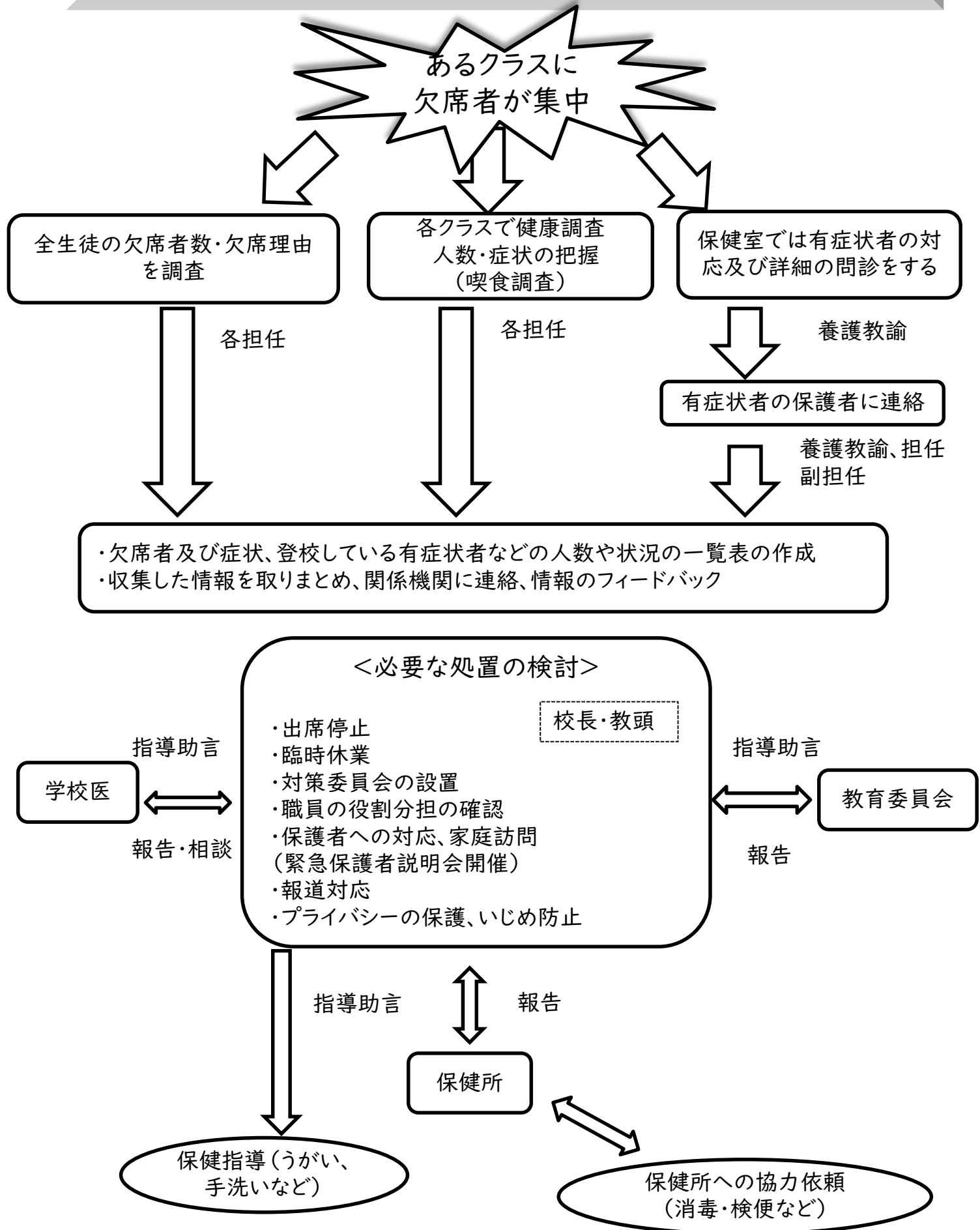
保護者への援助

スクールカウンセラー

対応の方向性

- 早期発見・早期対応の可能な校内体制づくり
- 組織的対応と職員への周知
- 中央子ども家庭センター・子ども総合相談センターとの組織的連携対応
- 長期的に対応するための校内の組織的なバックアップ
- 学校にできること、関係機関に依頼することを絶えず考え、密な連絡

集団感染症の疑い時のマニュアル



Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 生徒の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 生徒の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※生徒には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行う。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合>

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約 30km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約 30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立楠葉中学校の対応

1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合



在 校 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、生徒の安全確保に努める
登校前	自宅待機
登下校時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外活動時	引率教員等は、生徒を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パターン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下 (Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km) または大阪府域に落下
臨時休業の取扱い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 時	教育活動を再開			①原則として生徒を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる			○学校園に登校した、又は下校していない生徒については、在校・時に準じた対応を行う
校外活動時	安全確認後、校外活動を再開			①生徒を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する